

第6回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年4月11日（土）18時00分から
場 所：県庁3階 特別会議室

◎協議事項

- 政府「基本的対処方針」及び、「徳島県対処方針」の変更について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の新旧対照表

(下線部分は改定箇所)

改 正 案	現 行
三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 (3) まん延防止 ② 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛	三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 (3) まん延防止 ② 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛

勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。また、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。

勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

新型コロナウイルス感染症対策の対処方針（案）

令和 2 年 3 月 2 9 日 策定

令和 2 年 4 月 8 日 改正

令和 2 年 4 月 1 1 日 改正

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

令和 2 年 4 月 1 1 日、政府が改正した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、県民の生命・健康と安全・安心を守ることを目的として、「徳島県新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」を以下のとおり改正する。

全国では、行動履歴が追えない感染が拡大しており、4月7日には、東京都及び大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県の7都府県で、緊急事態宣言が発令されたところであるが、本県では、3月30日の3件目の発生後、新たな感染が発生していない状況である。しかしながら、全国的な感染状況を鑑み、今後、一層感染防止のための取組の強化を図る必要がある。

一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

二 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 県は、以下のような、県民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 県民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、県民の落ちついた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 県は、県のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用するとともに、あらゆる媒体を通じて迅速かつ積極的に県民等への情報発信を行う。
- ③ 県は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 県は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 県は、検疫所と連携し、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑥ 県は、県民、在住外国人及び、外国人旅行者への適切かつ迅速な情報提供を行い、県内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑦ 県は、市町村や関西広域連合、政府との緊密な情報連携に

より、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ⑧ 県は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ発生した段階で、県対策本部における新型コロナウイルス等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 県は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、保健製薬環境センターにおける検査体制の一層の強化を図る。また、徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会において、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。
- ③ 県はPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

(3) まん延防止

- ① 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- ② 県は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ③ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ④ 県は、政府、関係機関と協力してクラスター対策にあたる専門家の確保を図るとともに人材育成を行う。

- ⑤ 県は、関係機関と協力して、特に感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑥ 県は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組んでおり、さらなる充実を図るべく、県内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。
- ⑦ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑧ 県は、保育所や放課後児童クラブ等について、厚生労働省が示す保育の縮小や臨時休園等についての考え方を踏まえ、市町村等と連携しながら、保育等の確保に努める。
- ⑨ 県は、政府及び関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑩ 県は、職場等における感染の拡大を防止するため、業務継続計画（BCP）に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。また、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。
- ⑪ 県は、健康観察について、保健所の負担軽減や体制強化のため、保健所勤務経験のある職員を含めた全庁的な体制構築や関係機関への一部業務委託を行う。

(4) 医療等

- ① 県は、患者に必要な医療・検査の提供体制整備を図るため、県医師会・県下の基幹医療機関をはじめとする、医療関係者・関係団体で構成される「徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を設置し、当協議会を核として、厚生労働省や地方公共機関、関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナ

ナウウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

- ・ 医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
- ・ 重症・中等症者に対する医療提供に重点を移す観点から、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は宿泊施設又は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
- ・ 自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。県は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努める。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある場合、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来を増設することに加え、地域の郡医師会等の協力のもと、臨時的な医療施設を設置し、外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来等での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する場合、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 県は、関係機関や関西広域連合、厚生労働省と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、県調整本部を核として、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を整備する。また、専門性を有する医療従事者の確保に努める。
 - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
 - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院する、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制の確保に努めること。
- ③ 県は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、国と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
 - ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感

染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。

⑥ 県は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された施設の活用などを推進すること。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、環境の整備に引き続き、取り組むこと。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮すること。

(5) 経済・雇用対策

県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や県民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、地域経済の回復に向け、思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。なお、これからの対策の実施にあたっては、国と緊密な連携を図りつつ、国が実施する制度を十分活用し、進めることとする。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

- ① 県は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 県は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 県は、各種対策を実施する場合は、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮するものとする。

- ④ 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 県は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

2) 物資・資材等の供給

- ① 県は国と連携し、マスク、個人防護具や消毒薬等を必要な医療機関や介護施設等に優先配布する。
- ② 県は、マスクや消毒薬等の県民が必要とする物資を確保するため、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に対し冷静な対応を呼びかける。また、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 県は、関西広域連合と連携し、物資の不足を府県間で相互に補完する体制を構築する。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 県は、政府や関西広域連合、市町村を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 県は、対策の推進にあたっては、関係者の意見を十分聞くとともに、必要に応じ、政府に提言等を行う。
- ③ 県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ④ 県は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め、すべての部局が協力して対策にあたる。

4) 社会機能の維持

- ① 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民生活及び県民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、県民への周知を図る。
- ⑤ 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑥ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取

締りを徹底する。

5) その他

- ① 県は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 県は、政府が基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言した場合は、県の対処方針の変更を検討する。